

# 出産育児一時金を支給します



国民健康保険（国保）の加入者が出産されたときに、出産育児一時金を支給します。

- ◇産科医療補償制度に加入する医療機関で出産したとき ⇒42万円
- ◇在胎週数が22週に達しなかったとき、または産科医療補償制度に未加入の医療機関で出産したとき ⇒40万4,000円

※産科医療補償制度とは、分娩に関連して重度の脳性まひを発症した赤ちゃんの家族の経済的負担を補償する制度。市内では西脇病院と、いわたウィメンズクリニックが制度に加入しています。

## 「直接支払制度」をご利用ください

直接支払制度とは、出産育児一時金を健康保険から医療機関に直接支払う制度で、退院時に窓口で支払う費用を抑えることができます。

◇**出産費用が一時金の上限額（42万円または40万4,000円）を超える場合**

上限額を超える金額のみを医療機関の窓口で支払ってください。

※制度の利用については、出産する医療機関へご相談ください。

◇**出産費用が一時金の上限額（42万円または40万4,000円）を超えない場合、または直接支払制度が利用できない場合**

出産後に市役所保険医療課へ申請してください。

### ◆必要書類

- ・国民健康保険被保険者証
- ・出産費用の明細書、請求書または領収書
- ※いずれも産科医療補償制度の加入医療機関である証明印があるもの
- ・直接支払制度を利用する合意文書（直接支払制度利用時）
- ・母子手帳
- ・世帯主の印鑑
- ・世帯主名義の預金通帳
- ・窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証など）

### ◆注意事項

- ・他の健康保険から出産育児一時金の支給を受ける場合、国保からの支給はありません。
- ・社会保険の被保険者として1年以上加入している場合、社会保険から支給されます。

### ◆問合せ

保険医療課保険担当（市役所内線253、254）

市では市外にお住まいの寄附者に、ふるさと納税のお礼として黒田庄和牛をはじめ、さまざまな市の特産品をお送りしています。

市外に住むご家族やご親戚、ご友人に、ぜひ西脇市のふるさと納税を紹介してください。

◆**申し込み方法**  
インターネットまたは寄附金申込書で寄附を申し込みることができます。

詳しくはホームページをご覧ください。

◆**問合せ**  
総合企画課（市役所内線226）



貴重な市の財源として活用  
全国各地の方からふるさと納税を通じて、西脇市のまちづくりを応援していただいています。昨年度は5,800件、1億8,489万9,216円の寄附がありました。今年度は1,641件、4,509万2千円（9月末現在）を寄附していただいています。本市では寄附者に3つの分野から寄附の使い道を選んでもいただき、貴重なまちづくりの財源として活用しています。昨年度は27事業に1億4,748万1,344円を活用しました。

- ◆平成29年度の主な寄附金の使い道
- ①日本のへそ「いのちいきいき」事業  
4・5歳児の保育料の無償化・軽減、放課後学習支援員の配置、乳幼児の法定外予防接種の助成、図書購入
- ②日本のへそ「かんきょうすくすく」事業  
河川の草刈りや清掃などの環境保全や美化
- ③日本のへそ「まじかごご」事業  
へその西脇・織物まじりの開催、農福連携事業による金ゴマの生産、西脇市PR映像の制作・発信



## 西脇市のふるさと納税

# 「日本のへそ」を応援していただくやうに！

### 市に寄せられた寄附者からの応援メッセージ

- ・妻が結婚前に住んでいた地で、自分も何度か訪れたことがあります。おいしいお肉と酒、雄大な自然があり素晴らしい地域だと思います。駅伝などで西脇工業出身の選手を自然と応援しているので、これからも頑張ってもらいたいです。（埼玉県／男性／30歳代）
- ・おいしいお酒が貴市の酒米で作られていることを知りました。酒米は手間が掛かると聞きましたが、これからも頑張っておいしい酒米を作り続けてほしいと思います。（東京都／男性／70歳代以上）
- ・親戚が西脇市にいます。関東で西脇ブランドの繊維製品を見つけると、懐かしく思わず手に取ってしまいます。（東京都／女性／40歳代）
- ・高校を出てから西脇市在住ではなくなりましたが、実家もあり兄弟も住んでいますので、毎年盆正月には帰省しています。幼少期を過ごした町として、思い入れがあります。より良い町になりますよう応援しています。（兵庫県／男性／40歳代）

## ごみダイエット通信

■環境課 ☎22-3111

### 第20話 資源ごみのリサイクル

西脇市では家庭から出されるごみのうち、ペットボトル、容器包装プラスチック、ビン類、金属類、小型家電、紙類などを資源としてリサイクルできるように分別をお願いします。

処理後に、再生ビン、住宅用の断熱材のグラスウール、防犯砂利や園芸用鉢などの軽量発泡骨材、ビー玉などに生まれ変わっています。

#### ① ペットボトル

#### ④ 金属類・小型家電

#### ② 容器包装プラスチック

#### ⑤ 紙類

まずペレット状に処理され、その後にワイシャツやスーツなどの衣類、トートバッグやランドセルなどのバック類、カーペット、体育館用マット、シール、クリアファイルなどに生まれ変わっています。

溶解し脱水処理が施されたあと、シート状に形成。本やダンボール、トイレットペーパーなどの紙製品になります。

#### ③ ビン類

ごみは捨てることで皆さんの元を離れるため、捨てる時と終わりの思われるかも知れません。しかし、リサイクルの観点からすれば、それはリサイクルの「スタート」となります。

加熱して溶かし、再度プラスチック原料にされたあと、車止めや境界くい、プランター、ゴミ袋、包装材などの材料として再利用されます。

正しい分別でごみは資源に生まれ変わります。適切な分別にご協力をお願いします。